

## 特定費用準備資金取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛県視覚障害者協会（以下本協会という）の定款第13条第3項の規定に基づき、特定費用準備資金の取扱い又は改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 特定費用準備資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下認定法施行規則という）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る）に係る支出に充てるための資金をいう。

### (原則)

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

### (特定費用準備資金の保有)

第4条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

### (特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

第5条 この法人が前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、会長は事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は次の要件を充たす場合において、事業ごとに承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

### (特定費用準備資金の管理、取崩し等)

第6条 前条の特定費用準備資金は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金は、資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取崩すことができない。
- 3 前項に係らず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

(特定費用準備資金の公表)

第7条 特定費用準備資金の公表については、認定法施行規則第21条の規定の例により、資金の取崩しに係わる手続き並びに積立限度額及びその算定根拠を記した文書を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(特定費用準備資金の経理処理)

第8条 特定費用準備資金については、認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

この規程は、令和6年1月14日から施行する。(令和6年1月14日臨時評議員会決議)

この規程は、令和6年4月21日から施行する。(令和6年4月21日理事会決議)